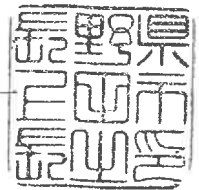


告示 **187** 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定による令和6年度特定計量器定期検査を次により行う。

令和 **6** 年 **7** 月 **1** 日

上田市長 土 屋 陽



1 定期検査を行う区域

上田地域自治センター区域のうち次の区域

東部地区、南部地区、中央地区、北部地区（山口自治会を除く）、西部地区、
塩尻地区、神川地区（上堀自治会のみ）

2 対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる非自動はかり、分銅及びおもり

3 実施日

集 合 検 査 令和6年8月20日から8月28日まで

所在場所検査 令和6年9月3日から9月26日まで

4 集合検査実施場所

別 紙

(別紙) 集合検査実施場所

実施日	検査会場	検査時間
8月20日(火)	西部公民館 エントランス	午前9時30分から正午まで 午後1時から午後3時30分まで
8月21日(水)		
8月22日(木)		
8月23日(金)		
8月27日(火)		
8月28日(水)		